

〔要 旨〕

法執行、個人識別および取調べ

石 塚 伸 一

本稿は、第3章「法執行、個人識別および取調べ (Law Enforcement, Identifications and Interrogations)」に関する分析の結果である。アメリカ法曹協会『評価ガイドライン：目撃証人による個人識別手続の正確性を促進するための最善の実務 (ABA Assessment Guide: Best Practices for Promoting the Accuracy of Eyewitness Identification Procedures)』（以下「ガイドライン」という。）は、すべての死刑を存置する司法管轄（州、連邦、軍事法廷）に対して、法執行機関が採用すべきラインアップおよび写真提示の正確性を最大化するための方法に従って行動するためのガイドラインを採用することを求めている。

本予備調査においては、下記の9項目についての状況を調査検討した結果、（ ）内に示したような結果に至った。すなわち、

1. 名宛人を特定し、かつ、社会科学的な技術と最善の実務とを連結させること（一部遵守）、
2. ラインアップと写真提示、非示唆的な証人からの事情聴取の技術の行動ガイドラインの実施のため法執行機関職員と検察官の研修を保証すること（不遵守）、
3. 社会的ガイドラインの更新と実践経験の学習の継続（情報不十分）、
4. 勾留中の拘禁下の取調べの完全な録画または録音（警察署、裁判所の仮監、拘置所など）（一部遵守）、
5. 個人識別および取調べの適切な発展を保証すること（不遵守）、
6. 適切な資格を有する専門家により、公判前および公判中を通じて、公判廷における目撃証人に影響を与える諸要因をチェックすることを許

可していること（一部遵守）、7. 裁判所においてラインナップの正確性について斟酌すべき諸要因の特殊教育の実施していること（不遵守）、8. 捜査関係者に対して研修プログラムおよび懲戒手続を提供していること（情報不十分）、および 9. 捜査における不適切または不正な行為を通報するための相当な機会を保障すること（不遵守）。

一般に、日本においては、目撃証言の正確性に対する配慮がほとんどなされていない。その原因は、伝統的に、刑事司法において被疑者・被告人の自白を偏重してきたため、目撃証言や事情聴取の正確性を確保しようとする関心が低く、ラインアップ等の技術への配慮が欠けていることにある。また、自白についても、旧刑事訴訟法下では、第2次世界大戦前からの長期身体拘束と拷問による自白の採取を職務熱心として肯定的に評価する傾向が強かった。1980年代の死刑再審無罪事件は、1950年代までの旧刑事訴訟法下においても、このような野蛮な取調べが続いていたことの証左でもある。1960年代になると現行刑事訴訟法の下ではあからさまな拷問は減ったものの、長期の身体拘束下における物心両面での威圧によって自白が強要されていた。いわゆる「袴田事件」はその典型例である。1980年代以降も、被疑者の知的障がい、心理特性、切り違い尋問、ポリグラフなどのテクニックを弄して自白を採取する実務が続いている。最近では、DNA 型鑑定などのいわゆる「科学捜査」が犯罪捜査において頻繁に用いられているが、使い方を誤れば、誤判の原因ともなる。いわゆる「足利事件」「飯塚事件」などでは MTC118 という未熟な鑑定技術が誤判を導いた。

文末に【資料】「死刑および無期刑の著名冤罪事件」を添付した。